

第64回福島県総合ハンドボール選手権大会 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策ガイドライン

令和3年11月25日

1 はじめに

本大会は、コロナ禍の中、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策ガイドライン（以下「本ガイドライン」という。）に沿って実施します。

参加チームには、チーム関係者の発熱の有無を含めた健康チェックと有症状者への適切な対応を強く要望します。また、本ガイドラインを遵守して、大会に参加・行動するとともに、大会運営に協力をお願いします。なお、本ガイドラインは、（公財）日本スポーツ協会が作成した「スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」、（公財）日本ハンドボール協会及び（公財）全国高体連ハンドボール専門部が作成した全国大会開催のガイドラインに基づき、現段階で得られている知見等によって作成しています。今後、感染の状況によっては、見直すことがありますのでご留意ください。

本大会は、選手・生徒役員1名につき、応援者として家族2名の入場が認められています。選手・チーム役員と応援者(家族)、それぞれに本宮市公共施設利用者名簿を提出してください。

一般チーム選手・役員は、「新型コロナウイルス感染症ワクチン接種・陰性証明届」を受付時に提出してください。

2 大会開催時の感染防止策について

1) 全般的な事項

- ① 感染防止のため主催者が実施すべき事項や参加者(選手・役員・大会関係者等会場に入る者)が遵守すべき事項をあらかじめ整理し、チェックリスト化したものを適切な場所(大会会場の受付場所等)に掲示することとします。
- ② 各事項がきちんと遵守されているか会場内を定期的に巡回・確認することとします。
- ③ 万が一感染が発生した場合に備え、個人情報の取扱いに十分注意しながら、参加当日は参加者の体調を書面により確認し、提出された書面について、保存期間(少なくとも1月以上)を定めて保存しておくこととします。

全チーム提出(競技日毎)：R3 本宮市公共施設利用者名簿配付用.xlsx

- ④ 大会に参加する全ての者は、競技中以外はマスクを着用していただきます。
- ⑤ 大会後に参加者から新型コロナウイルス感染症を発症したとの報告があった場合や、地域の生活圏において感染拡大の可能性が報告された場合の対応方針について、施設の立地する自治体の衛生部局と検討します。

2) 大会参加時の申合せ事項

- ① 大会参加校・チームは、所属長の参加許可並びに参加選手・生徒の保護者の参加承諾を書面にて確認し、大会に参加すること
- ② 選手が以下の事項に該当する場合は、チーム責任者が責任を持ってその選手の参加を見合わせる(大会当日に書面(競技日毎の名簿提出)で確認を行う)
 - ア 体調がよくない場合(例:発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合)

イ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合

ウ 過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合

- ③ 大会前に 37.5 度以上の発熱や咳、喉の痛み、倦怠感、味覚嗅覚異常などの症状があった場合、次の A. および B. の両方の条件を満たしている場合のみ大会への参加を可能とします。
- A. 感染を疑う症状の発症後に 8 日以上経過している(発症日を第 0 日として第 8 日目以降である)
- B. 解熱剤等の薬剤を服用していない状態で 3 日間症状が全くない(解熱・症状消失日を第 0 日として第 3 日目以降である)
- ④ チーム内に COVID-19 患者が確認された時には所轄の保健所の指示確認を必ず受けてください。また、その際には大会に参加する前にチーム内に濃厚接触者とされる者がいるかどうかを必ず確認してください。チーム内に患者が発生しても保健所の確認の結果、濃厚接触者ではないと判断された場合にはその者は参加可能です。
- ⑤ 大会 7 日前以降に COVID-19 と診断された、もしくは COVID-19 患者の濃厚接触者となった者は大会に参加できません。
- ⑥ マスクを持参すること(参加受付時や着替え時等のスポーツを行っていない際や会話をする際には必ずマスクを着用すること)
- ⑦ こまめな手洗い、アルコール消毒液等による手指消毒を実施すること
- ⑧ 他の参加者、運営スタッフ等との距離(できるだけ 2m 以上)を確保すること
- ⑨ 試合中に大きな声で会話、応援等をしないこと
- ⑩ 感染防止のために主催者が決めたその他の措置の遵守、主催者の指示に従うこと
- ⑪ 大会終了後 2 週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、主催者に対して速やかに濃厚接触の有無等について報告すること
- ⑫ 新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCoA)の登録を参加者全員が行うこと

3) 大会会場で主催者が準備すべき事項

① 手洗い場所

ア 手洗い場には石鹸(ポンプ型が望ましい)を用意すること(施設管理者の対応による)

イ「手洗いは 30 秒以上」等の掲示をすること(施設管理者の対応による)

ウ 参加者には、手洗い後に手を拭くためのマイタオルを用意させること

エ 手洗いが難しい場合は、アルコール等の手指消毒剤を用意すること

② 更衣室、休憩・待機スペース

ア 広さにはゆとりを持たせ、他の参加者と密になることを避けること

イ ゆとりを持たせることが難しい場合は、一度に入室する参加者の数を制限する等の措置を講じること

ウ 室内又はスペース内で複数の参加者が触れると考えられる場所(ドアノブ、ロッカーの取手、テーブル、イス等)については、こまめに消毒すること

エ 換気扇を常に回す、換気用の小窓をあける等、換気に配慮すること

- オ スタッフが使用する際は、入退室の前後に手洗いや手指消毒をすること
- カ シャワールームの使用は不可とすること

③ トイレ

- ア トイレ内の複数の参加者が触れると考えられる場所(ドアノブ、水洗トイレのレバー等)については、こまめに消毒すること
- イ 便器の蓋を閉めて汚物を流すよう表示すること
- ウ 手洗い場には石鹸(ポンプ型が望ましい)を用意すること
- エ 「手洗いは30秒以上」等の掲示をすること
- オ 参加者には、手洗い後に手を拭くためのマイタオルを用意させること
- カ トイレ出入口付近に、アルコール等の手指消毒剤を用意すること

④ 飲食

- ア 飲食物を手にする前に、手洗い、手指消毒を行うよう声を掛けること
- イ 役員・選手とも、飲食場所は広さにはゆとりを持たせ、他の者と密になることを避けること
- ウ 大会中の飲食は必要最低限にとどめ、指定場所以外で行わず、周囲の人となるべく距離を取って対面を避け、会話は控えめにすること
- エ 選手の飲食は、参加校の責任において会話をせずに飲食させるとともに、ゴミはすべて持ち帰らせること

⑤ 会場

- ア 換気の悪い密閉空間とならないよう、十分な換気を行うこと
- イ 換気設備を適切に運転すること
- ウ 定期的に窓を開け外気を取り入れる等の換気を行うこと
- エ 怪我人の処置室とは別に体調不良者用の待機場所を設置すること
- オ 選手同士の接触機会を減らすために滞在区域を区分けし、動線を確保すること

⑥ ゴミの廃棄

- ア 鼻水、唾液などが付いたごみは、持ち帰りを基本とする。ビニール袋に入れて密閉して縛り、内容物が飛散しないようにすること。
- イ 会場等で発生したゴミを収集する際には、マスクや手袋を着用すること。また、マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手を洗い、手指消毒すること

4) 大会当日の受付時の留意事項

- ① 受付窓口には、手指消毒剤を設置すること
- ② 発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある人は入場できない。(状況によっては、発熱者を体温計などで特定し入場を制限する。)
- ③ 人と人が対面する場所は、別に定める場面(競技中等)を除き必ずマスクを着用すること
- ④ 受付を行うスタッフには、マスクを着用させること、さらに、フェイスシールドを着用させることが望ましいこと

- ⑤ 会場利用上の遵守事項等について掲示や説明をすること、特に、保護者に対し、退場時間の遵守や座席の消毒について協力を求めること

5) 大会参加者への対応

① 体調の確認

チーム責任者から参加者について以下の事項を記載した書面の提出を求めること

ア 氏名、年齢、住所、連絡先(電話番号)※個人情報の取扱いに十分注意する。

イ 大会当日(試合参加当日)の体温

ウ 大会前2週間における以下の事項の有無

平熱を超える発熱(おおむね 37.5 度以上)

咳(せき)、のどの痛みなど風邪の症状

だるさ(倦怠(けんたい)感)、息苦しさ(呼吸困難)

嗅覚や味覚の異常

体が重く感じる、疲れやすい等

新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触の有無

同居家族や身近な知人に感染が疑われる方の有無

過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触の有無

② 大会参加前後の留意事項

ア 試合の前後のミーティング等においても、三つの密を避けること

イ 会話時にマスクを着用するなどの感染対策に十分に配慮すること

ウ 感染リスクの高い場所への出入りや感染拡大が確認された地域へ遠征等を控えること

③ 移動は公共交通機関を使用する場合であっても、マスクを着用し3密を回避するなど感染症対策を行い移動すること

④ 観客席・選手待機場所は、極力、チームごとにゾーニング(区分された観客席を使用する)を行い、退館時には、自チーム使用観客席(手すりなどを含む)を消毒する。

6) 競技上の留意点(チーム、選手・選手役員、トレーナ、競技担当者)

① 十分な距離の確保

ア 運動をしていない間も含め、感染予防の観点から、周囲の人となるべく距離を空けること

イ 競技中以外でマスクをしていない場合には、十分な距離を空けるよう特に留意をする必要があること

(感染予防の観点からは、1m~2mの距離を空けることが適当である。)

ウ 選手以外の役員等はマスクを着用すること

② 身体接触を伴う競技特性を理解し、ハーフタイムや競技終了後に洗顔、うがい、手洗い、手指消毒をするなど、感染防止に努めること

③ 運動中に、唾や痰をはくことは極力行わないこと

④ タオルの共用はしないこと

- ⑤ スクイズボトル等での飲料の回し飲みはしないこと
- ⑥ ロッカー(更衣)室や選手参集・待機所、コーチングエリアなどでは、運営者の指示等に従い、「3密(密閉・密集・密接)」を回避する行動をとる。また、不要な会話・接触は控えること
- ⑦ ウォームアップを行う場合は、主催者の指示等に従い、「3密」を回避する行動をとること
- ⑧ 競技中について以下の項目を厳守すること
 - ア 素手でのハイタッチや握手等は控えること
 - イ 手を舐める行為を行わないこと
 - ウ 円陣を行う際の声出しは、可能な限り選手同士の間隔を取り、最短時間で済ませること
 - エ 競技中の選手間のコミュニケーションのための声掛け、発声については妨げないが、プレー中断時などは、相手との距離や飛沫を考慮し、一定程度の距離を保つことや、向き合わないなどの工夫をすること
 - オ 手指衛生に努めた上、共用物品の使用は可能な限り控え、共用物品については可能な限り消毒を行うこと
 - カ 交代選手等が控える場所では、可能な限り、マスクを着用するとともに、選手らの間隔を取り、接触を避けること。なお、競技特性上、選手交代が目まぐるしく行われるので、交代選手にとっては、その限りではない。
 - キ 監督(指導者)からの指示などの際は、選手との距離(できるだけ 2m、最低 1m)を意識すること。また、監督、コーチなどチーム役員はマスクを着用しなければならない。
 - ク ハーフタイムや競技終了後に、ロッカー(更衣)室等に引き上げる場合は、動線が混雑しないよう努めること
 - ケ 試合終了後、チームとして握手やハイタッチ、抱擁は行わないこと

7) 選手、観覧・応援者が遵守すべき事項

- ① 選手が以下の事項に該当する場合は、チーム責任者が責任をもってその選手の参加を見合わせる(大会当日に書面(名簿)で確認を行う)
 - ア 体調がよくない場合(例:発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合)
 - イ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
 - ウ 過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合
- ② マスクを持参すること
(参加受付時や着替え時等のスポーツを行っていない際や会話をする際には マスクを着用すること)
- ③ こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施すること
- ④ 他の参加者、主催者スタッフ等との距離(できるだけ 2m 以上)を確保すること
- ⑤ 試合中に大きな声で会話、応援等をしないこと
- ⑥ 感染防止のために主催者が決めたその他の措置の遵守、主催者の指示に従うこと

- ⑦ 大会終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、チーム責任者は主催者に対して速やかに濃厚接触者の有無等について報告すること
- ⑧ 試合の前後のミーティングにおいても、三つの密を避けること
- ⑨ 上記事項の遵守ができないまたは再三の注意勧告に従わない場合、提出書類等の内容に隠蔽・虚偽が発覚した場合には、当該チームに対して大会への参加及び試合への出場を禁止する。

8) 選手又はチーム役員等・顧問(関係指導者)の感染が判明した場合の対応

① 大会前

- ア 本ガイドライン2)②～⑤に該当する選手・チーム役員の出場を認めない。
- イ 出場チームに感染疑いが生じ、安全性の確認が間に合わない場合には、出場辞退を勧告し、参加資格を取り消すことができる。
- ウ 大会要項で定める日時までの選手・役員の変更を認める。

② 大会期間中(出場辞退に関して)

- 大会に参加する全ての者(選手・役員等会場内に入る者)は、必ず当日の朝検温を行う。37.5度以上ある場合や体調不良者について以下のように取り扱うこととする。
- ア 体調不良者に該当する選手・チーム役員が生じた場合には、出場辞退を勧告し、参加資格を取り消すことができる。

※「体調不良者」とは、以下の目安に該当する者をいう(厚生労働省発表)

1. 息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱などの強い症状のいずれかがある場合
2. 重症化しやすい方(高齢者や基礎疾患がある人)で、発熱やせきなどの比較的軽い風邪症状がある場合
3. 比較的軽い風邪が続く

イ 出場チーム(対戦相手チームの場合も含む)に濃厚接触者や感染疑いが生じた場合には、出場辞退を勧告し、参加資格を取り消すことができる。

ウ 対戦チームに陽性者の疑いや陽性者が出た場合や対戦済みの相手(敗退したチーム)に感染疑いが発覚した場合、次戦がある当該チームに対して棄権を指示(勧告)できる。

エ 試合の成立・不成立

陽性者、濃厚接触者、体調不良者の判明により辞退しなければならなくなった場合、原則として試合は対戦チームを不戦勝(10-0)とする。

オ 政府による緊急事態宣言が再発令された場合や開催地自治体で感染症が拡大した場合など、大会中止に至る状況に該当した場合、大会中でも急遽中止せざるを得ない場合がある。

③ 大会後

- ア 感染者の所属する学校や行政機関の指示に従うこと

イ 本大会主催者（大会委員長）は、速やかに報告書を作成し、各チーム責任者に伝えるとともに、各チーム責任者から関係選手・生徒並びに保護者へ連絡する。

- ④ チーム内に感染者が出た場合はそれ以上に集団感染(クラスター5人以上)・感染拡大を起こさないことや誹謗中傷を絶対生み出してはならない。ハンドボール関係者全員で守ることや共通認識を持つことを心がける。

9) 審判員、運営スタッフなどの行動管理

- ① 以下の事項に該当する場合は、自主的に参加を見合わせる（当日に書面で確認を行う）。

ア 体調がよくない場合(例:発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合)

イ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合

ウ 過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等の渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合

- ② マスクを持参すること(参加受付時や着替え時等のスポーツを行っていない際や会話をする際にはマスクを着用すること)
- ③ こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施すること
- ④ 他の参加者、主催者スタッフ等との距離(できるだけ 2m 以上、最低 1m)を確保すること(障がい者の誘導や介助を行う場合を除く)
- ⑤ 試合中にベンチでも選手関係者席においても、大きな声で会話、応援等をしないこと
- ⑥ 大会終了後 2 週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、主催者に対して速やかに濃厚接触者の有無等について報告すること
- ⑦ 大会中のレフェリーミーティングは書面またはメールなどにより情報共有する。更衣室内など容易に密になるような状態では 15 分以上滞在しないよう留意すること
- ⑧ レフェリーについては以下の注意をすること
- ア 控え室は密を避ける。
- イ 選手、チーム役員・競技役員との握手やハイタッチ等を行わない。エアタッチや会釈で済ませる。
- ウ 通信機器等を使い回すときは、必ずウイルス除去機能のあるウェットタオル等を使用する。
- ⑨ 記録席補助員については以下の注意をすること
- ア 必要最小限の人員で対応する。
- イ 握手等はレフェリーと同様行わない。
- ウ テーブルに置く機材(筆記用具なども含む)は必ず使用后消毒を行うこと。テクニカルオフィシャルはストップウォッチ、ホイッスルも持参したものを使用。テーブルの笛は、電子ホイッスル、ホーンが望ましい。
- ⑩ 館内では、入場を許された役員で運営にあたること

10) コロナ感染症に関する事項はすべて次の役員で協議し、決定する。

大会会長、大会委員長、競技委員長、総務委員長、及び当該責任者と大会会長が必要と認める者

1 1) その他

- ① 会場への移動等は各学校で責任をもって集団感染のリスク(3密の条件)を避けること
- ② 試合終了後は速やかに退館すること。会場への入館時間と退館時間を守る。ただし、大会運営のため滞在すること(オフィシャルや補助員等)はその限りではない
- ③ 今後、社会情勢が大きく変化し、通常の社会生活に戻るなどした場合の対応は、上記の限りではない。

(参考)

陽性になって入院や療養をした場合について

<医療機関に入院した場合の退院基準>

【有症状者の場合】

(1) 人工呼吸器等による治療を行わなかった場合

1. 発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合
2. 発症日から10日間経過以前に症状軽快した場合に、症状軽快後24時間経過した後に核酸増幅法又は抗原定量検査(以下「核酸増幅法等」という。)の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した24時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認された場合

【無症状病原体保有者の場合】

3. 発症日から10日間経過した場合
 4. 発症日から6日間経過した後に核酸増幅法等の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した24時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認された場合
- ※ 発症日とは、患者が症状を呈し始めた日とし、無症状病原体保有者又は発症日が明らかでない場合については、陽性確定に係る検体採取日とする。
- ※ 症状軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることとする。

<自宅や宿泊施設での療養の場合の解除基準>

重症化のリスク要因(高齢者や基礎疾患(糖尿病、心不全、呼吸器疾患など))を有さない場合に、医師の判断により、宿泊施設での療養や自宅療養とされた場合も、医療機関に入院した場合と同様の基準で療養の終了が可能です。

濃厚接触者となった場合について

濃厚接触者と判断された場合は、保健所の指示に従ってください。濃厚接触者は、感染している可能性があることから、感染した方と接触した後14日間は、健康状態に注意を払い(健康観察)、不要不急の外出は控えてください。

なお、検査結果が陰性となった場合であっても、感染した方と接触した後14日間は不要

不急の外出を控えるなど保健所の指示に従ってください。

詳しくは、濃厚接触者と判断された際に、保健所から伝えられる内容を確認してください。

※ (公財)日本ハンドボール協会 医事委員会及び競技本部監修のもと作成したもの(第 44 回 全国高等学校ハンドボール選抜大会新型コロナウイルス感染症拡大防止対策ガイドライン)を福島県ハンドボール協会が必要に応じ改変したものである。